

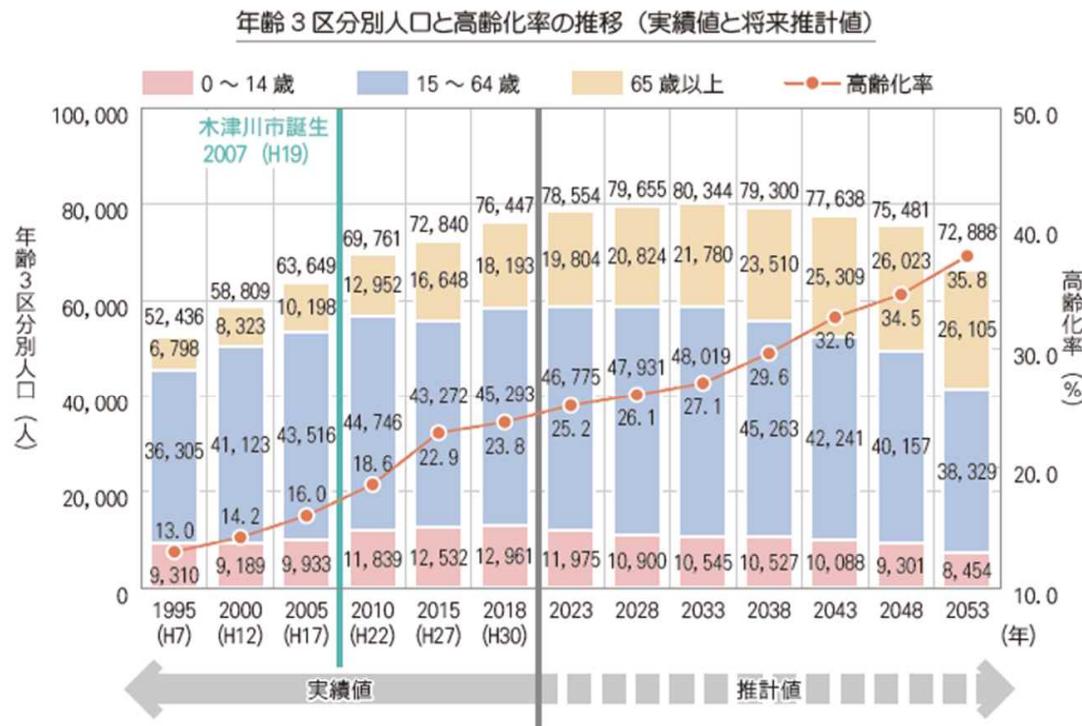
木津川市立小学校及び中学校の 在り方検討委員会について

1 委員会の設置目的

今後、児童生徒数が減少し小規模校が増加していくと見込まれる中で、義務教育9年間を見通し、児童生徒一人ひとりの自己の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、持続可能な社会の創り手として必要な資質能力を育むための良好な学習環境や、円滑な学校運営を行える教育環境を整えるため、中長期的な展望に立って今後の市立小中学校の在り方について、2か年かけて審議し、令和4年度の答申を目指します。

【設置】条例第1条

木津川市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見出すことを目的として、木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会を設置する。



資料：国勢調査（平成7年～27年）、住民基本台帳（平成30年3月末現在）、木津川市推計（2023年～；平成30年8月推計）

2 委員会の概要

【委員会の所掌事項（役割）】

次に掲げる事項について調査及び審議を行い、教育委員会に答申する。

- (1) 学校の在り方に係る基本の方針に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

【委員会の組織】

委員15人以内で構成する。（任期：令和5年8月19日まで）

- | | | | |
|---------------------|----|-------------------------|----|
| ・第1号委員 学識経験を有する者 | 1人 | ・第2号委員 学校関係者 | 3人 |
| ・第3号委員 保護者を代表する者 | 3人 | ・第4号委員 地域関係者 | 4人 |
| ・第5号委員 公募により選出された市民 | 2人 | ・第6号委員 その他教育委員会が必要と認める者 | 1人 |
| 計14人 | | | |

【委員長・副委員長の選出】

委員長（1人）及び副委員長（1人）を、委員の互選により選出。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

【委員会の会議】

- ・委員の半数以上の出席で成立する。
- ・議決するべき案件のある時は、出席委員の多数決で決し、同数の場合は議長（委員長）が決定する。
- ・委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

【運営内規】

- ・会議結果については、会議記録要旨を作成し、委員長及び委員長が指名する出席委員の2人が署名する。
- ・会議資料と会議結果は事後公開する。
- ・委員会は公開とする。（委員長が非公開とする必要があると認めるときを除く）
- ・開催予定は事前に公開し、傍聴者を可能とする。

3 スケジュール案

第1回	R3 8/20	○委員会について ○小・中学校をめぐる状況について ○市が目指す教育の方向性について
第2回	R3 10~12	
第3回	R3 10~12	
第4回	R4 1~3	答申中間案に向けた検討 ・学校規模によるメリット、デメリットについて ・望ましい学校体制について ・施設の長寿命化計画との関わりについて ・学校と地域との関わりについて ・多様な児童・生徒への支援について ・答申構成案の検討 ・アンケート調査の実施について ・その他
第5回	R4 4~6	
第6回	R4 7~9	
第7回	R4 10~12	答申中間案のとりまとめ
パブリックコメント	R4 10~12	パブリックコメント実施
第8回	R5 1~3	パブリックコメントを踏まえた答申案の作成
答 申	R5 1~3	木津川市教育委員会へ答申
策 定	R5 3	木津川市立小中学校の在り方基本計画の策定

4 基本計画の内容（案）

【基本計画の構成（案）】

- 計画策定の目的
- 計画策定の背景・現状
- 本市の目指す教育
- 計画期間
- 本市における学校の在るべき姿、在り方の可能性・方向性 等

参考：計画の位置付け

